



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』

<vol. 5>
2020年-No.3
4月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時～17時) FAX 045-201-1661

◆加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことや、事務担当者の方へのお知らせを『共済 News』で情報提供
ホームページ上でご覧いただけます。

◆最新情報をメールで受け取れます。[登録はこちらから](#) ⇒ 横浜市社協 メール配信

■ 日頃から共済事業にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。『第 5 号』をお届けします。
裏面の 特集『重要事項説明書の使い方①』もぜひご覧ください。

1 <お願い> 5月提出の書類はお早めに！チェックは確実に！

2 5月の事務スケジュール

3 特集「重要事項説明書」の使い方①

よろしく
お願いします

1 5月提出の書類はお早めに！チェックは確実に！

春は職員の異動の季節、ご提出いただく書類の件数も多くなる時期です。

5月10日までにご提出いただく届出・申請書類は、祝日も重なるため、お早めをお願いします。

**3月末退職に伴う脱退届・受給申請書や、4/1付の加入申込書など、未提出の書類もお早めに
ご提出ください。**

なお、この時期は、書類に不備（記入漏れ、押印漏れ等）があった場合に、施設ご担当者様宛に
個別に連絡して、書類の返却・差替等を依頼することが難しくなります。

そのため、書類に不備がある場合は、当月に処理を進めることができず、次月の処理となり、給付金
のお支払いや加入手続きが1ヶ月ほど遅れますので、ご承知くださるようお願いいたします。

★ **早めの書類提出と提出前の書類チェックにつきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。**

2 5月の事務スケジュール

①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒ **社協（共済担当） 5/10 必着**

★ 受付開始は、通常は、事由発生日が過ぎてからですが、
今月は、例えば加入日が5/1の加入申込書も、4/20（月）から受付ます。

②【加入者の承認通知書・掛金請求書等】

社協（共済担当） 5/20 発送 ⇒⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**

3 特集『重要事項説明書』の使い方①

★ 加入される方へお渡しする冊子「年金共済事業のご案内」から、ご承知いただきたい重要なことにポイントを絞っています。特に、掛金及び給付金については、ご加入手続きの際に必ずお渡しして、ご説明くださるようお願いいたします。

⇒ 退職一時金等を給付できない場合等については特に重要です。

★ 本会ホームページからダウンロードしてご利用ください。

★重要なポイントを抜粋します。

下線のところは
特に重要です！

<退職共済事業の概要>

事業主から委任を受けた市社協が次の事業を行います。

- 1 掛金の請求・収納・管理・運用
- 2 退職金等の給付（一時金・年金・慶弔給付金）
- 3 貸付事業 その他

<掛金>

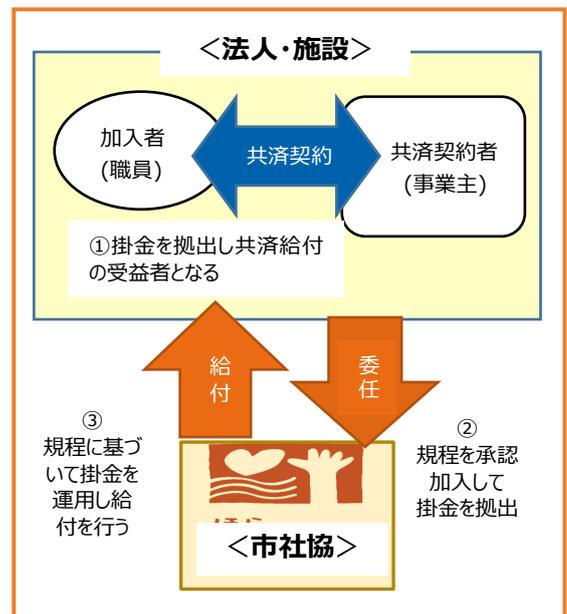
- ★加入日（採用日）から退職日まで、月単位の掛金を拠出し、退職金等の原資として市社協が管理・運用します。
- ★掛金の月額 = 標準給与月額 × 49/1000
- ★掛金は、事業主と職員（加入者）の双方が負担
（負担割合は、事業主26.5/1000 + 職員22.5/1000）
- ★毎月、給与から天引きし、事業主が市社協に納入します。

<掛金月額>

- ★本俸と月により変動しない手当（扶養手当、資格手当等）を合計した金額を給与月額とし、「掛金月額表」に当てはめて掛金額を求めます。（4,508円～28,910円までの30区分）
- ★給与の変動に伴い、標準給与月額を見直し、掛金月額も改訂（毎年10月）します。

<退職共済金の給付>

- ★加入期間が1年以上の加入者が、退職または死亡した時に給付されます。
なお、死亡退職の場合は、本制度で定める受取人（遺族）に給付します。
- ★加入期間が1年未満で退職した場合は、退職共済金は給付されません。
- ★退職せずに共済事業を退会する場合は、退職共済金は1/2になります。
- ★市社協の共済事業に加入している法人の施設等に転職する場合、掛金の納入期間に空白が生じなければ加入を継続できます。
- ★休職中は掛金の納入を中断できますが、中断期間は加入期間から除かれます。
- ★退職共済金の受給申請書は退職時に速やかに提出してください。（5年以内に受給権を行使しないと消滅します）



★★ 施設の事務担当者様あてに、最新情報を随時メール配信しています ★★
市社協ホームページ（共済事業のページ）から ぜひアドレスを登録してください！